

大島町立
学校教育情報セキュリティ基本方針

令和8年9月1日
大島町教育委員会

目次

1 目的	3
2 定義	3
3 対象とする脅威	3
4 適用範囲	4
5 教育委員会事務局職員及び教職員等の遵守義務	4
6 情報セキュリティ対策	4
7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	5
8 教育情報セキュリティポリシーの見直し	5
9 教育情報セキュリティ対策基準の策定	5
10 教育情報セキュリティ実施手順の策定	6

1 目的

この基本方針は、大島町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び大島町立学校設置条例(昭和39年3月23日 条例第31号)に規定する小学校及び中学校(以下「学校」という。)が保有する学校教育に関する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育委員会及び学校が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基本方針において、用語の定義を以下とする。

(1)教育ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

(2)教育情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、学校教育に関する情報処理を行う仕組みをいう。

(3)情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4)教育情報セキュリティポリシー

本基本方針、教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5)機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7)可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8)教職員

情報資産に関する業務に携わる正規教職員、非常勤教職員及び臨時教職員等をいう。

(9)会計年度任用職員

地方公務員法に基づいて任用される非常勤の公務員をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1)不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、パソコン等の盗難、内部不正等
- (2)情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、

プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

この基本方針において、適用の範囲を以下とする。

(1) 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関は、教育委員会及び学校とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア 教育ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む)

ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 教育委員会事務局職員及び教職員等の遵守義務

教育委員会事務局職員及び教職員等(以下「職員等」という。)は、情報セキュリティの重要性について共通の認識をもち、業務の遂行にあたって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3に規定する脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

教育機関等の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

教育機関等の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 教育情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、校務の効率性・利便性の観点を踏まえ、教育情報システム全体に対して必要な対策を講じる。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス(クラウドサービス)の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービス(クラウドサービス)を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するとともに、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。また、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を

定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本町の学校教育に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本町の学校教育に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。